

子どもが求める社会的支援

2024年10月16日

弁護士 浜田真樹（浜田・木村法律事務所）

hamada@hk-law.jp

自己紹介

■平成14年弁護士登録

■役職等

大阪市外部監察専門委員（現職）

大阪家庭裁判所家事調停委員（現職）

■弁護士会関係

日本弁護士連合会子どもの権利委員会 事務局長（R6.6～現職）

■審議会等

厚生労働省社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会委員（H30.8～R5.3）

こども家庭庁 こども家庭審議会児童虐待防止対策部会委員（R5.4～現職）

厚生労働省／こども家庭庁 一時保護時の司法審査に関する実務者作業チーム構成員（R4.8～現職）

法務省法制審議会特別養子制度部会幹事（H30.6～H31.1）

兵庫県三田市 生徒指導等問題対策委員会委員（H25.4～H31.3）

■著作

「成年年齢引下げに伴う児童福祉分野への影響」家庭の法と裁判37号（日本加除出版）

「離婚後の子の養育をめぐる課題と展望」法律のひろば令和2年9月号（ぎょうせい）

「実務コンメンタール児童福祉法・児童虐待防止法」（有斐閣）（共著）

「日本の児童相談所」（明石書店）（共著）

「子どもの虐待防止・法的実務マニュアル」（明石書店）（共著）

アウトライン

- ① いじめを巡る法制度
- ② いじめ（対応）の現状
- ③ いじめはなぜいけないか
- ④ 子どもは誰に何を求めるのか？

いじめ防止対策推進法（H25）

◆いじめが、「いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであること」を確認

◆①いじめの防止、②いじめの早期発見、③いじめへの対処のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目指す

→そのため、「いじめ」の定義はとても広い

「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の**対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの**」

いじめ防止対策推進法（H25）

いじめの定義

～平成17年度

自分より弱い者に対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの

平成18年度～

当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの

- × 「自分より弱い者」
- × 「一方的に」
- × 「継続的に」
- × 「深刻な」

発生場所は学校内外を問わず、個々の行為が『いじめ』に当たるか否かの判断はいじめられた児童生徒の立場に立つて行う。

具体的ないじめの種類に「パソコン・携帯電話での中傷」「悪口」などを追加。「発生件数」から「認知件数」に変更。

いじめ防止対策 推進法（平成25年） の定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの

【いじめの防止等のための基本的な方針より】

- 「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要
- いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う

※平成29年3月の基本方針改定

- 旧基本方針では「けんか」がいじめの定義から除かれるため、けんかに係る記述を改正（「けんかを除く」という記述を削除）
- ➡ **けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。**

いじめ防止対策推進法（H25）

→ 「いじめ」の認知件数は増えて当然
(増えないとおかしい...※児童虐待相談対応件数)

◆ だからといって「いじめ」を軽視してはいけない

◆ 「いじめにあたらぬ」と「いじめにはあたるが〇〇」の違い

【参考】いじめ重大事態調査GLの改訂

いじめの重大事態の調査に関するガイドライン改訂の概要



文部科学省

背景

・平成29年3月に学校の設置者及び学校（以下「学校等」という。）におけるいじめ防止対策推進法、いじめの防止等のための基本的な方針等に則した適切な調査の実施に資するためガイドラインを作成
・重大事態の発生件数は、令和4年度に過去最多。法の施行から10年が経過したが、平時からの学校と設置者の連携不足により対応が遅れた例、事前説明不足により調査開始後保護者とトラブルになる例、重大事態調査報告書から、事実関係の認定や再発防止策が読み取れない例等が存在していることから、この度、ガイドラインを改訂。
⇒今回の改訂により、重大事態調査への学校や関係者の対応をより明確化。円滑かつ適切な調査の実施及びいじめ対象児童生徒や保護者等に寄り添った対応を促す。

○重大事態の発生を防ぐための未然防止・平時からの備えを記載【第2章】

・全ての学校に設置されている学校いじめ対策組織が校内のいじめ対応に当たって平時から実効的な役割を果たし、重大事態が発生した際も、学校と設置者が連携して対応をとるよう必要な取組を記載

○学校等のいじめにおける基本的姿勢を追記【第3章】

・重大事態調査を実施する際は、詳細な事実関係の確認、実効性のある再発防止策の検討等の視点が重要であること、犯罪行為として取り扱われるべきいじめ等であることが明らかであり、学校だけでは対応しきれない場合は直ちに警察への援助を求め、連携して対応することが必要であることを明記

○児童生徒・保護者からの申立てがあった際の学校の対応について追記【第4章】

・児童生徒・保護者からの申立てがあった時は、重大事態が発生したもとして報告・調査等に当たる。なお、学校がいじめの事実等を確認できていない場合には、早期支援を行うため、必要に応じて事実関係の確認を行う。また、申立てに係るいじめが起り得ない状況であることが明確であるなど、法の要件に照らして重大事態に当たらないことが明らかである場合を除き、重大事態調査を実施することを記載

○第三者が調査すべきケースを具体化し、第三者と言える者を例示【第6章】

・自殺事案や被害者と加害者の主張が異なる事案、保護者の不信感が強い事案など調査組織の中立性・公平性を確保する必要性が高いケースを具体化するとともに、第三者の考え方を整理して詳細に記載

○（加害児童生徒を含む）児童生徒等への事前説明の手順、説明事項を詳細に説明【第7章】

・調査目的や調査の進め方について予め保護者と共通理解を図りながら進めることができるよう事前説明の手順、説明事項を詳細に記載

○重大事態調査で調査すべき調査項目を明確化【第8章】

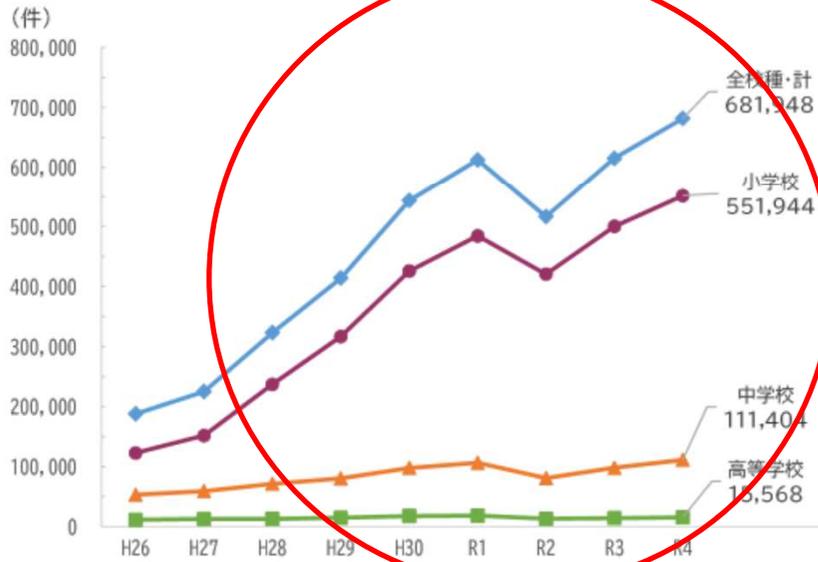
・標準的な調査項目や報告書の記載内容例を示すとともに、調査に当たっての留意事項（聴き取り等の実施方法、児童生徒へのフォロー等）を記載
・調査報告書作成に係る共通事項（事実経過や再発防止策等）を明記

- (その他) ・調査の目的を明確化するとともに、各章において、記載の内容の見直し・充実を実施
・重大事態対応におけるチェックリストを作成
・「不登校重大事態に係る調査の指針（平成28年3月）」の内容も本ガイドラインに盛り込み、一本化

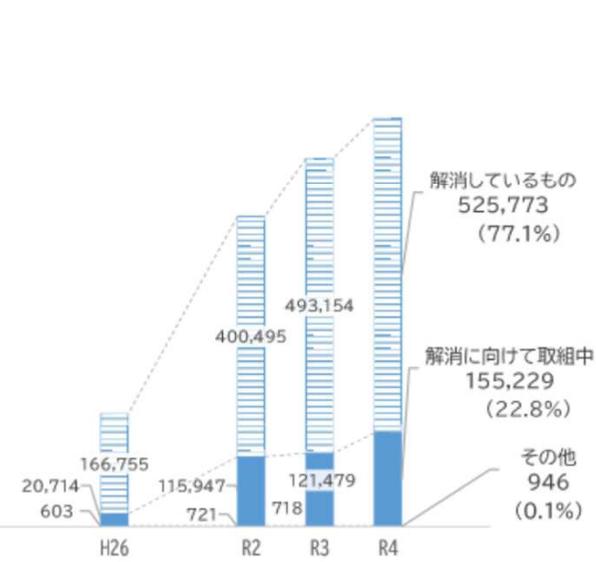
統計データより @文科省 令和4年度

いじめの状況について

いじめの認知件数の推移



いじめの解消状況の推移(各年度末時点)



年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
小学校	122,734 18.6	151,692 23.2	237,256 36.5	317,121 49.1	425,844 66.0	484,545 75.8	420,897 66.5	500,562 79.9	551,944 89.1
中学校	52,971 15.0	59,502 17.1	71,309 20.8	80,424 24.0	97,704 29.8	106,524 32.8	80,877 24.9	97,937 30.0	111,404 34.3
高等学校	11,404 3.2	12,664 3.6	12,874 3.7	14,789 4.3	17,709 5.2	18,352 5.4	13,126 4.0	14,157 4.4	15,568 4.9
特別支援学校	963 7.3	1,274 9.4	1,704 12.4	2,044 14.5	2,676 19.0	3,075 21.7	2,263 15.9	2,695 18.4	3,032 20.7
計	188,072 13.7	225,132 16.5	323,143 23.8	414,378 30.9	543,933 40.9	612,496 46.5	517,163 39.7	615,351 47.7	681,948 53.3

- 小・中・高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数は**681,948件**(前年度615,351件)であり、前年度に比べ66,597件(10.8%)増加している。
- 児童生徒1,000人当たりの認知件数は53.3件(前年度47.7件)である。
- 年度末時点でのいじめの状況について、**解消しているものは525,773件(77.1%)**であった。

※ 上段は認知件数、下段は1,000人当たりの認知件数

統計データより @文科省 令和4年度

学校において認知したいじめの件数

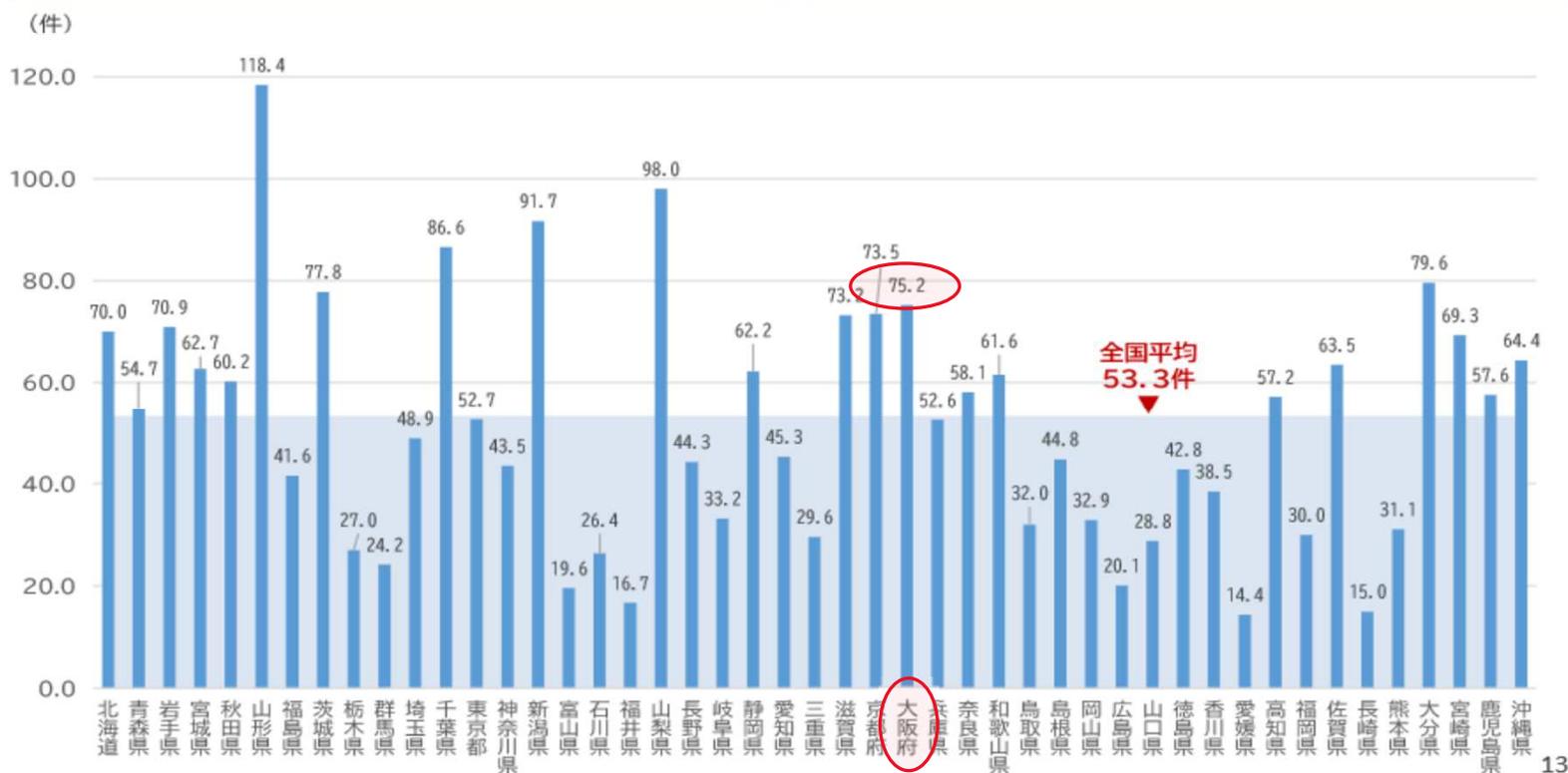
いじめの1,000人当たり認知件数

文部科学省としては、いじめの認知件数が多い学校について、
「いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組のスタートラインに立っている」と極めて肯定的に評価する。

【児童生徒課長通知】

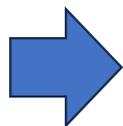
いじめを認知していない学校にあつては、…解消に向けた対策が
 何らとられることなく**放置されたいじめが多数潜在する場合もあると懸念している。**

【児童生徒課長通知】



従来からのいじめ対応への不満

- 学校に...
 - ・ 過度の軽視／重視，決めつけ
 - ・ 早期「解決」の呪縛？ → 「加害」「被害」の固定
 - ・ 「モンペ認定」の懸念
- 教育委員会に...
 - ・ いったいどっち向いて仕事を？

 どう対処する？

浜田の経験でも...

- 小学4年生 同級生からのいじめ
 - ・背景事情と学校の対応
 - ・「親が逃げている」
- 私立高校1年生 運動部内でのいじめ
 - ・「一度も謝ってもらってない」
- 小学3年生 同級生からのいじめ
 - ・「子どもも親も向き合ってくれない」

福祉部局と共に活動することの意味

- ・ いじめ対応も福祉的対応(虐待対応等)と根っこは同じと理解すること

(参考)

- ・ こども家庭センター = 母子保健と児童福祉の統合
- ・ ヤングケアラーについて法定化
(R6 子ども・若者育成支援推進法の改正)

虐待対応と要対協 @厚労省HP

子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)について

果たすべき機能

要保護児童等(要支援児童や妊婦を含む。)の早期発見や適切な保護や支援を図るためには、

- ・ 関係機関が当該児童等に関する情報や考え方を共有し、
- ・ 適切な連携の下で対応していくことが重要

であり、市町村(場合によっては都道府県)が、子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)を設置し、

- ① 関係機関相互の連携や役割分担の調整を行う機関を明確にするなどの責任体制を明確化するとともに、
- ② 個人情報保護の要請と関係機関における情報共有の在り方を明確化することが必要

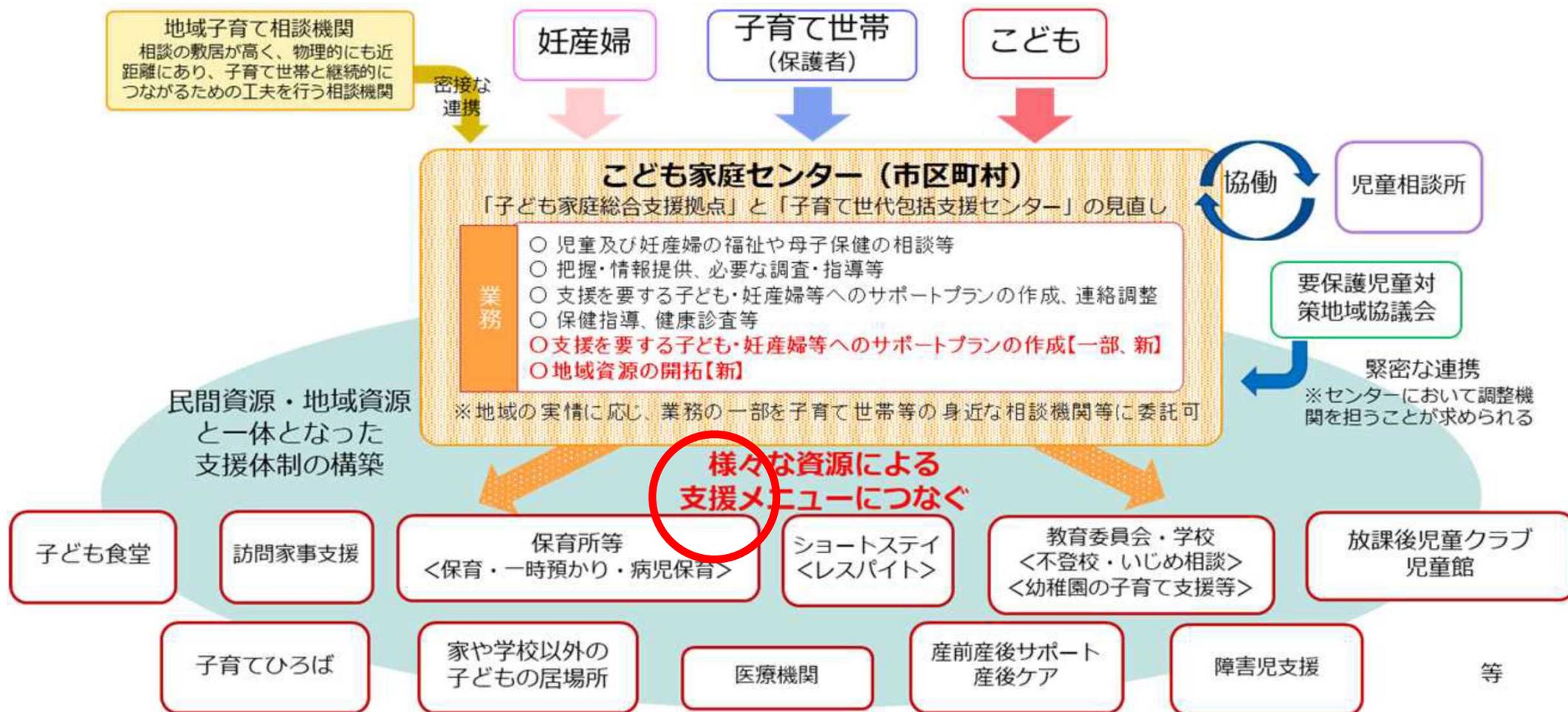


こども家庭センターについて

※府内では「子ども家庭センター」との異同に注意

- ・ 令和4年の児童福祉法改正で導入
- ・ 市町村に設置
- ・ 従来の「子ども家庭総合支援拠点」と「子育て世代包括支援センター」を「見直し」
→母子保健と児童福祉の統合
- ・ 「サポートプラン」を策定
- ・ 訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業をそれぞれ新設
- ・ 市区町村が必要に応じ利用勧奨・措置を実施

こども家庭センターの組織と業務



※こども家庭庁の資料 (R6.1) より

子どもが持つ権利

○憲法による保障（基本的人権）

- ※子どもも人権享有主体

- ※子どもであるが故の制約

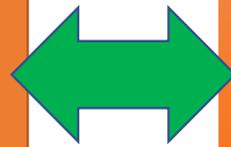
○条約による保障

（子どもの権利条約）

○法律による保障

憲法による保障...子どもが持つ権利

基本的には
大人と同じ



子どもであるが
故の制約

- * 「基本的人権」
- * 人間が、ただ人間であるということに基づいて当然に権利を有するという考え方
- * 人権の制約は、**公共の福祉による必要最小限のもの**でなければならない

- * しかし、子どもには大人よりも大きな制約がかけられる
 - 周囲の大人がきちんと方向や範囲を**正しく**決めてやる必要がある（おせっかい）
- * 「**限定された**パターンリスティックな制約」

条約による保障...子どもの権利条約 4つの柱

生きる権利

- 防げる病気などで命を奪われないこと
- 病気やけがをしたら治療を受けられること

育つ権利

- 教育を受け、休んだり遊んだりできること
- 考えや信じることの自由が守られ、自分らしく育つことができること

守られる権利

- あらゆる種類の虐待や搾取などから守られること
- 障害のある子どもや少数民族の子どもなどは特に守られること

参加する権利

- 自由に意見を表したり、集まってグループを作ったり、自由な活動を行ったりできること

※日本ユニセフ協会HP

条約による保障...子どもの権利条約

●3条1項 児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、**児童の最善の利益が主として考慮される**ものとする。

●12条1項 締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童が**その児童に影響を及ぼすすべての事項**について**自由に自己の意見を表明する権利**を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。

●同 2項 このため、児童は、特に、自己に影響を及ぼすあらゆる司法上及び行政上の手続において、国内法の手続規則に合致する方法により直接に又は代理人若しくは適当な団体を通じて**聴取される機会**を与えられる。

●29条1項 締約国は、児童の教育が次のことを指向すべきことに同意する。

a. **児童の人格、才能並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させる**こと。

b. **人権及び基本的自由並びに国際連合憲章にうたう原則の尊重を育成すること。**（以下略）

●31条1項 締約国は、休息及び余暇についての児童の権利並びに児童がその年齢に適した遊び及びレクリエーションの活動を行い並びに文化的な生活及び芸術に自由に参加する権利を認める。

法律による保障

■例えば...

◆児童福祉法1条

全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

◆児童福祉法2条1項

全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

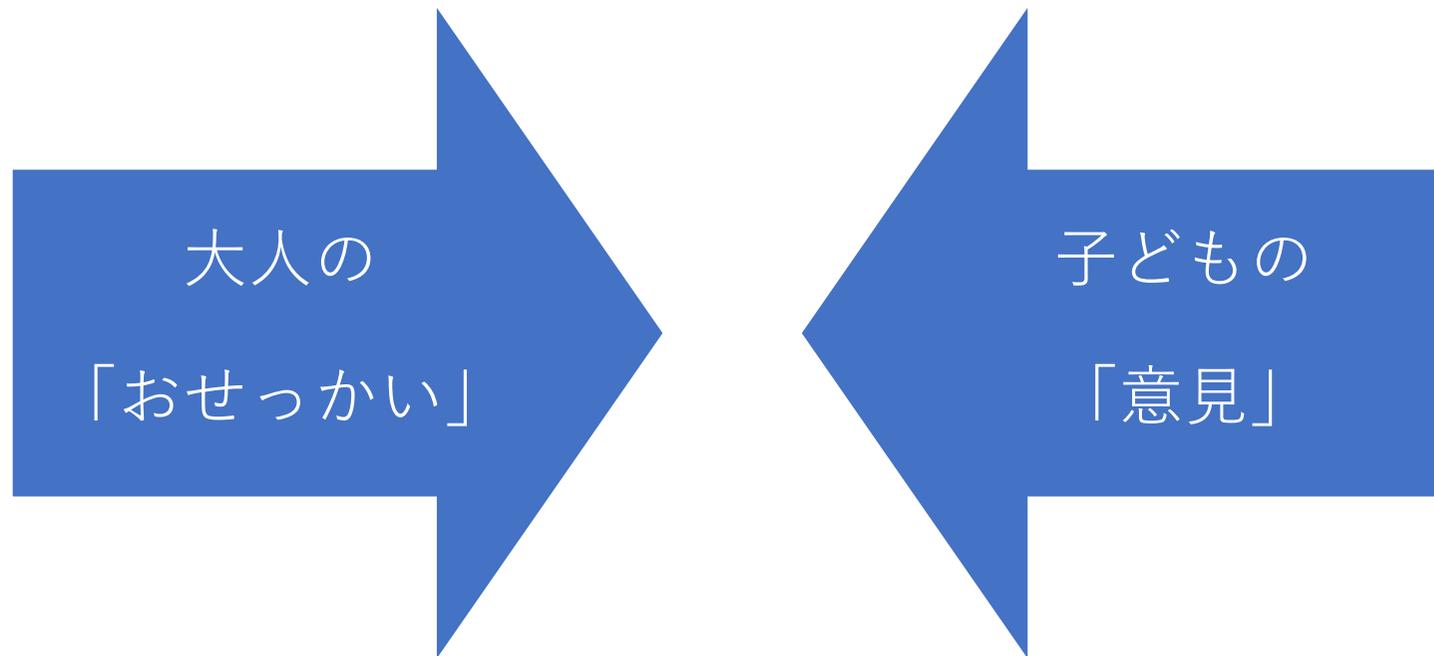
◆こども基本法3条 ※令和5年4月1日施行

こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その**基本的人権が保障される**とともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- 二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法...の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- 三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して**意見を表明する機会**及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- 四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その**意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される**こと。
(以下略)

■さて、教育関係は？

では、子どものことは子どもが決める？



- 教育現場に限った話ではない
- 例えば親同士の紛争（離婚，親権者指定，転居，...）

「虎に翼」より...転居に関する意見表明の例

○R6.7.11放送回(第74回)

新潟への転勤が決まった寅子が、娘(優実)を同行させるかについて同居の親族(娘、弟、兄の配偶者、その子どもたち)と話す場面

直明 待って、じゃあ、それじゃやっぱり優未だけ連れて行く気？ それはダメだよ。賛成できない。

道男 寅子も、もうわかるだろ。優未は、ここにいるのが一番幸せだって。

寅子 ええ、十分すぎるくらいわかっているわ。親と一緒にいるのが幸せなわけじゃない。周りに支えてくれる大人がいればいい。親と縁を切ったほうがいい時だってある。でも...

道男 よし。優未に決めてもらおう。

直人 そうだ。優未はどうしたい？

直治 寅ちゃんじゃなくて、優未が決めるべきだよ。優未も僕たちと一緒にいいよね？

花江 おやめなさい。そんな決断、優未にさせないで。この決断の責任は、寅ちゃんが負うべきよ。

寅子 ありがとう、花江。

優未、今まで、ダメな母親でごめんなさい。おりこうさんでいてって、呪いをかけてしまって、ごめんね。私は、おばあちゃんのようにも、花江のようにも、なれないと思う。優未には、絶対寂しい思いをさせてしまうと思う、あなたのことを思えば、花江に預けるのが一番だって、わかってる。でもね、いまここで優未と別れてしまったら、私と優未の間も、取り返しのつかないことになるってことも、わかるの。だから、これはお母さんのわがままと勝手にしかないんだけどね。お母さん頑張るから、生まれ変わるから。だから、一緒に、新潟についてきてください。お願いします。

優未 はい。

寅子 ありがとう。

最近の話題：子どもアドボケイトの導入

●令和6年4月施行（改正児童福祉法）

●概要

- ・ 児童相談所が何らかの関与をしている児童について、
 - ・ 児童の福祉に関する知識・経験のある者が
 - ・ その措置・処遇などについての意見を聞き、
 - ・ 関係機関との連絡調整等を行う
-
- ・ 都道府県には環境整備の努力義務
 - ・ 「児童福祉施設においては、特に自立支援計画等を策定する際に子どもの意見を聴く機会を確保する（会議に子どもが参画する等）よう、法令や通知に規定する。」

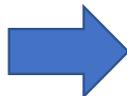
（令和3年度社会的養育専門委員会報告書p26）

最近の話題：子どもアドボケイトの導入

●今後どうなっていくか

「**全ての子どもについて**、特に養育環境を左右する重大な決定に際し、子どもの意見・意向を聴き、**子どもが参画する中で**、子どもの最善の利益を考えて意思決定が成されることが必要である。」

(令和3年度社会的養育専門委員会報告書p26)

 今回の法改正は「手始め」

子どもが求める社会的支援？

- 子ども「求め」をどう把握する？
- 支援内容は誰が決める？
- 「社会的」とは？